《障害福祉サービスを利用するために必要な手続きと費用のご負担について》

【障害福祉サービスの利用の流れ】

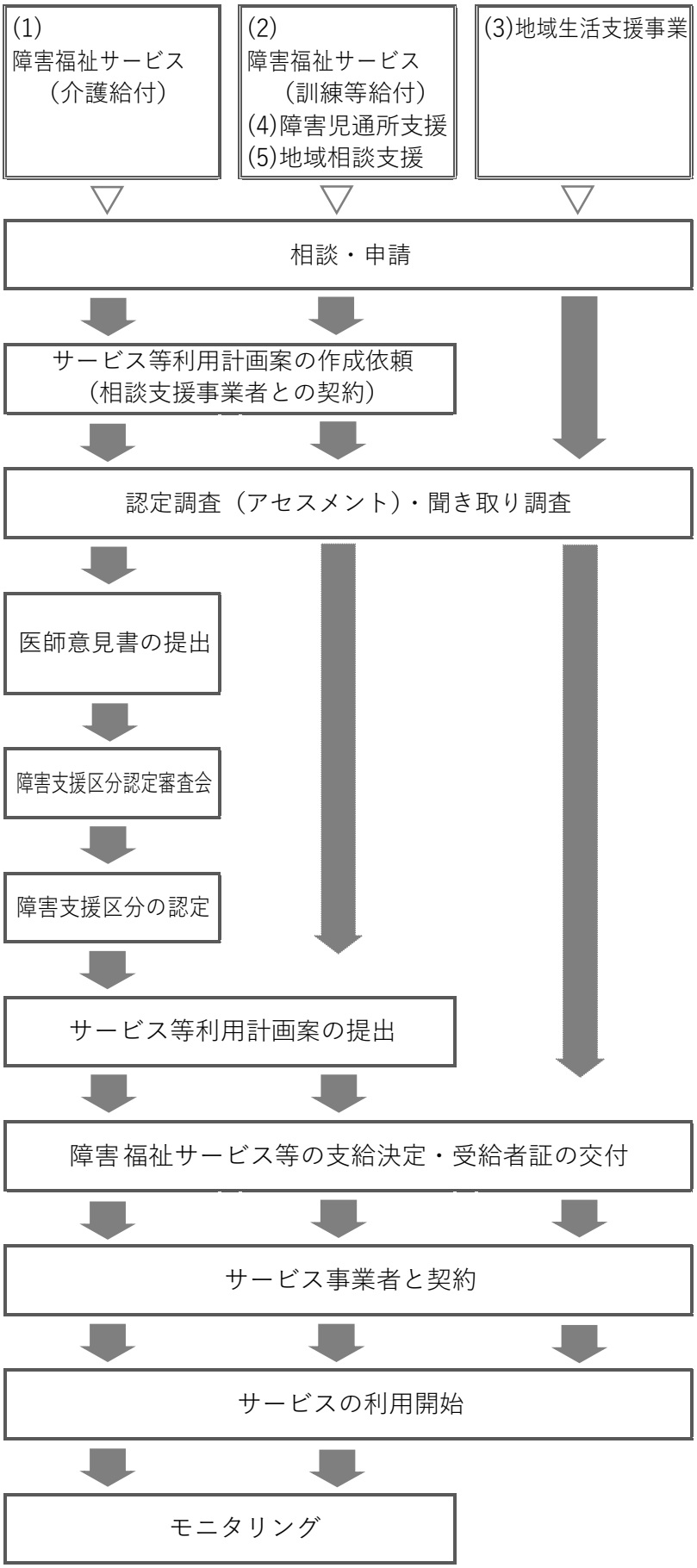

障がい福祉課又は相談支援を提供する事業所に相談してください。

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画案の作成を依頼してください。

市又は市が委託した事業者が自宅などで生活状況等について調査します。

障害支援区分認定のため、市から主治医に、医師意見書の作成を依頼します。

アセスメントの結果及び医師意見書の内容を踏まえ、障害支援区分の審査・判定が行われます。

審査会の結果に基づいて、障害支援区分を認定し、通知します。

指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案を提出します。

サービス等利用計画案を参考にサービスの支給量等が記載された受給者証を交付します。

利用するサービスを提供する事業所を選び、受給者証を提示してサービス利用契約を結んでください。

サービス開始後おおむね 3~6 か月ごとに、相談支援事業所によるサービス利用計画の見直し(モニタリング)が行われます。